

新しい公益法人制度が目指すもの

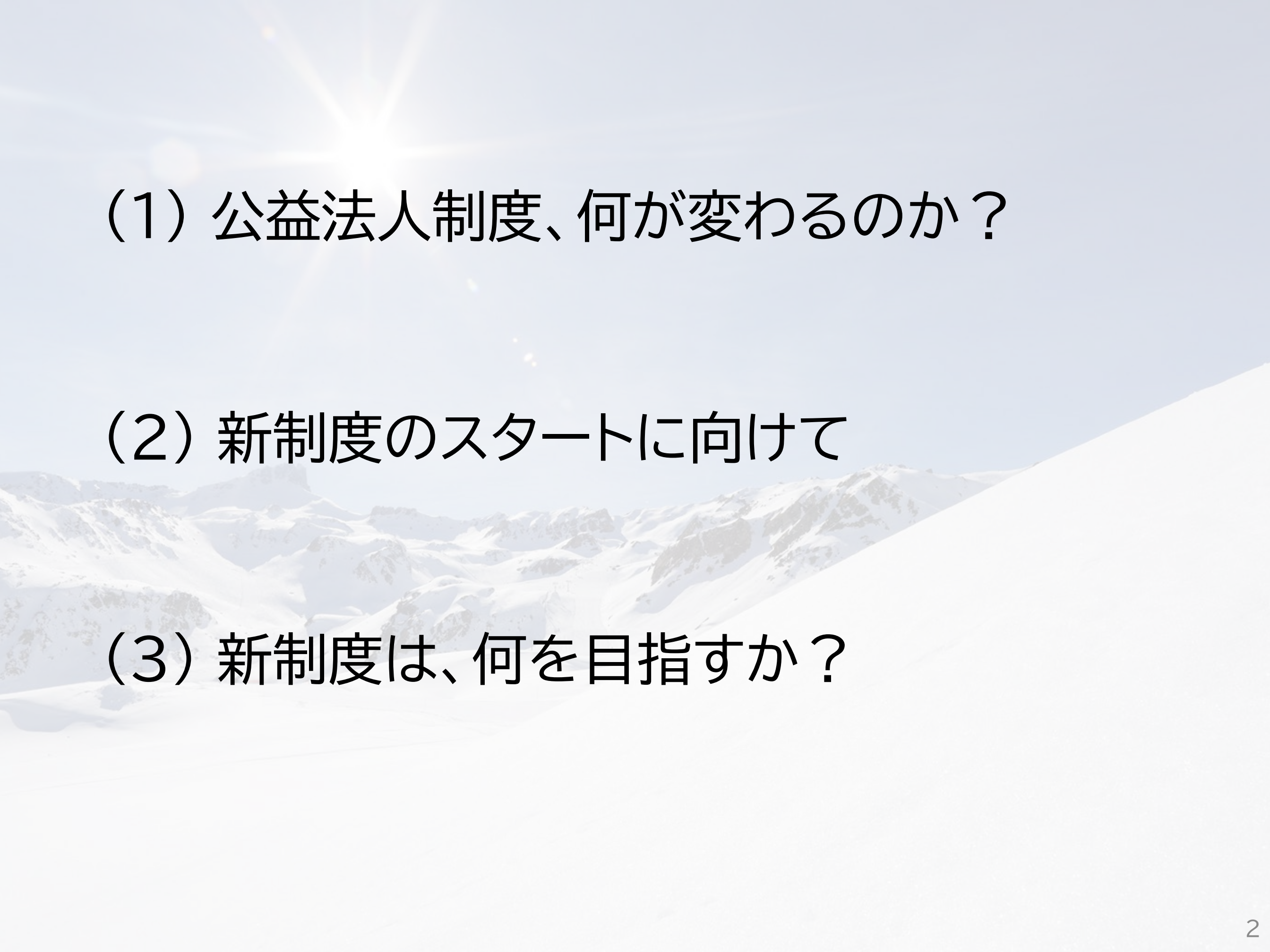
2024年（令和6年）12月19日

新しい公益法人制度対話フォーラム 基調報告

内閣府 公益認定等委員会事務局長
（公益法人行政担当室長）

高角 健志





(1) 公益法人制度、何が変わるのか？

(2) 新制度のスタートに向けて

(3) 新制度は、何を指すか？

(1)公益法人制度、何が変わるのか？

2025年4月から
「公益法人制度」が変わります

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、**自律的な経営判断が尊重**されるとともに、**透明性が高く信頼性が高い**仕組みへと見直す取り組みです。

改正のポイント

- ☒ **財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）**
・収支相償原則・遊休財産規制が変わります
- ☒ **行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）**
・収益事業等の変更は届出で可能になります
※ 公益目的事業の変更についても内閣府令等で手続簡素化予定
- ☒ **自律的ガバナンスの充実、透明性向上（更なる信頼確保）**
・外部理事・監事の導入、
・3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則
※ 外部理事・監事...過去10年間当該法人の使用人等であった者以外の理事・監事
※ 新たな対応が必要な措置については経過措置を設けています

改正法を受けた、政令・府令が2024年10月に公布されました。今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、ガイドライン、会計基準なども見直していきます。また、2026年4月(※)から「**公益信託制度**」が公益法人制度と一体のものに変わります。(※)現時点における予定

【公益法人制度に関する内閣府相談窓口】
電話番号：03-5403-9669
受付時間：平日10時～16時45分

改正の詳細や最新の検討状況はこちらをご覧ください ⇒



2026年4月(※)から
新しい「公益信託制度」が始まります

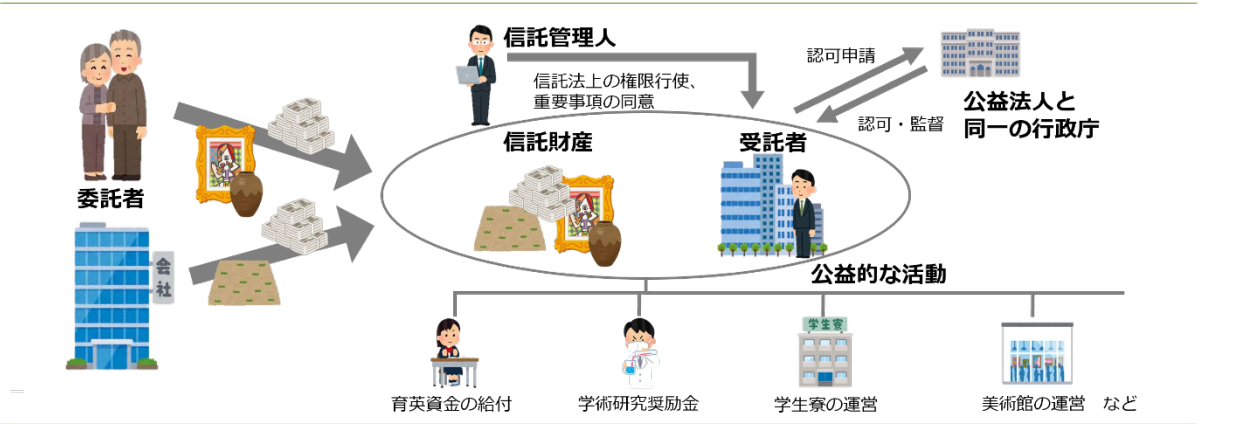
(※)現時点における予定

公益信託は、**契約・遺言**により**委託者**から**受託者（担い手）**に託された**財産**を用いて、受託者が「**委託者の想い**」に沿った**公益活動**を継続的に行う仕組みです。今般、公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動のより身近なツール**となりました。

「あなたの想い」が社会を変えます

- ☒ **担い手の範囲が拡大**
信託会社に加え、公益法人・NPO法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。
- ☒ **信託財産・信託事務の範囲が拡大**
金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。
- ☒ **透明性の高い認可・監督の仕組みへ**
これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。

新公益信託制度のイメージ



※既存の公益信託の移行について経過措置を設けるとともに、今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準等を整備していきます。

改正の詳細や最新の検討状況はこちらをご覧ください⇒



① 財務規律の柔軟化・明確化

- 「収支相償」から「中期的な収支均衡」に変わります。

(過去4年間の赤字の通算、黒字の5年間での解消が可能に)

- 使い勝手の良い「公益充実資金」の積立てができます。

(法人全体で1つの積立、状況変化に応じた柔軟な資金活用が可能に)

- 不測の事態に備える「予備財産」を持つことができます。

(「遊休財産(→使途不特定財産)」の上限とは別枠で)

→公益法人のより自由な資金の活用が可能に

② 行政手続の簡素化・合理化

- 事業変更の多くが「変更認定」(事前)から「変更届出」(事後)に変わります。

(公益目的事業に該当するかどうかの判断に影響の少ない変更は、届出化)

- 審査における確認事項や、申請書に記載すべき内容、必要な提出書類が明確になります。

→公益法人のより迅速な事業展開が可能に

③ 自律的ガバナンスの充実・透明性の向上

- 公益法人が自ら適切なガバナンスを確保するための仕組みが強化されます。

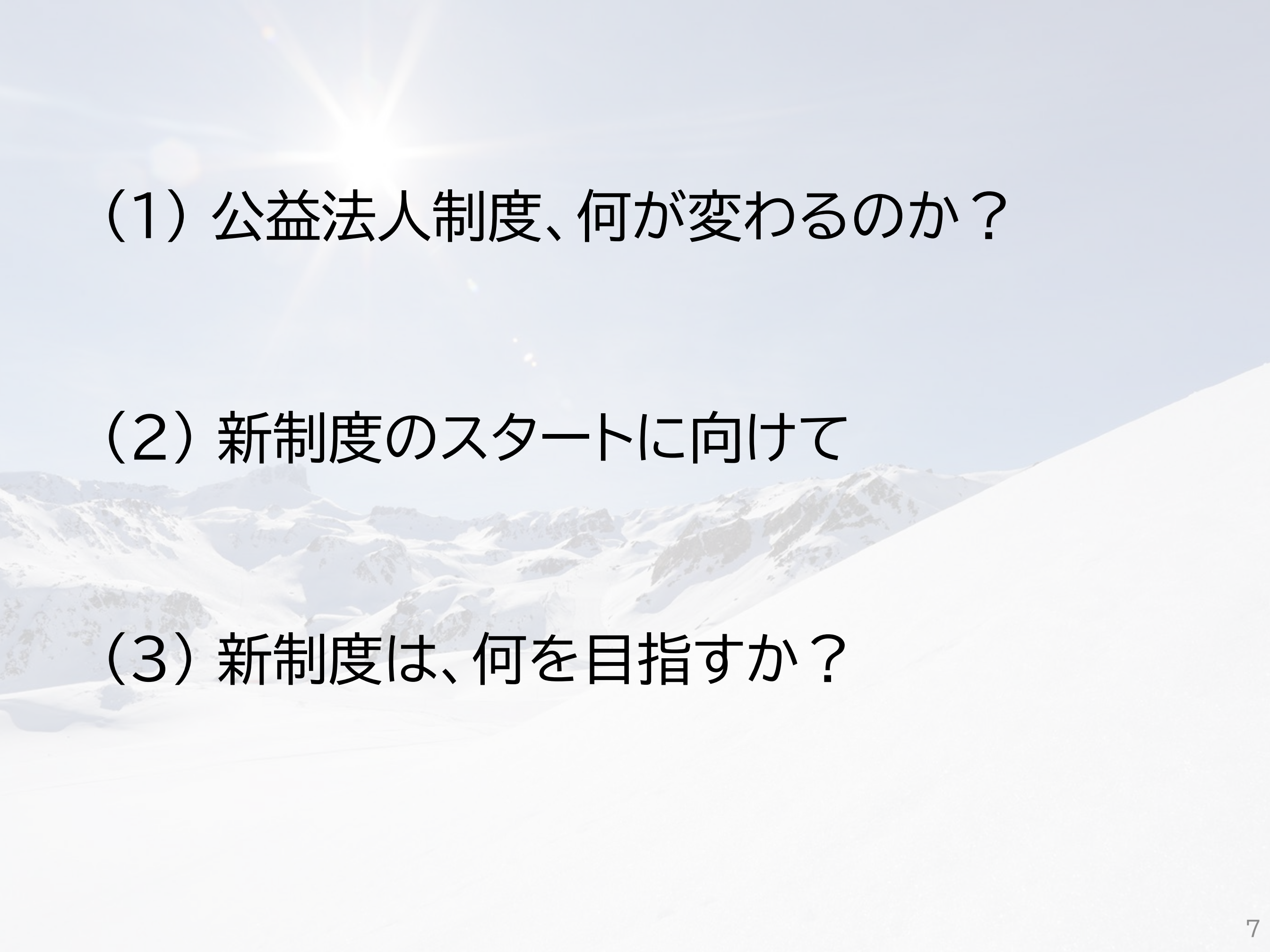
(外部理事・外部監事の導入、ガバナンスの取組の事業報告記載など)

- 公益法人の情報開示が強化され、透明性が向上します。

(行政庁による定期提出書類の公表、開示情報の拡充、区分経理の実施など)

- 行政庁はメリハリのある効果的な事後チェックを行います。

→公益法人がより信頼される存在に



(1) 公益法人制度、何が変わるのか？

(2) 新制度のスタートに向けて

(3) 新制度は、何を指すか？

	令和4年	令和5年	令和6年（2024年）	令和7年（2025年）		令和8年	令和9年	令和10年	令和11年						
				1～3月	4月～	4月									
公益法人制度	改革の方向性を検討	有識者会議立上げ（10／4）	有識者会議最終報告（6／2）	法人、経済界、都道府県等と意見交換を行いつつ、制度設計を具体化	フォーラム（12/19）	改正法案国会提出（3／5）、成立（5／14）、公布（5／22）	改正政令・内閣府令公布（10／30）	新ガイドライン・新会計基準策定（12月下旬）	新制度説明会（全国6ブロックで開催）	新会計基準説明会（オンライン） 個別相談会（全国20会場で開催）	解説資料、動画（順次、提供予定）	改正認定法令施行	公益info改修（UI改善、法改正に伴う財産目録等の公表）	システム等順次整備（一元的な情報提供プラットフォーム等）	経過措置（区分経理、会計基準移行等）完了
公益信託制度				政令・内閣府令等制定 公益信託ガイドライン策定 公益信託会計の在り方検討	信託事業者・都道府県への説明・周知、新制度への移行支援	新公益信託法令施行			経過措置（既存の公益信託の移行（移行期間終了まで申請））						
				公益法人制度の検討を踏まえ、順次令和7年夏頃までを目処に策定											

【注意事項】

新制度は来年(2025年)4月から施行

ただし、事項ごとに適用開始時期が異なります。

➤情報開示(定期提出書類の情報を行政庁において公表)

→来年4月以降に行政庁に提出されたものから適用

(※個人情報の記載にはご注意ください！)

➤外部理事・外部監事、理事と監事の特別利害関係規制

→現任の理事・監事の任期満了時から適用

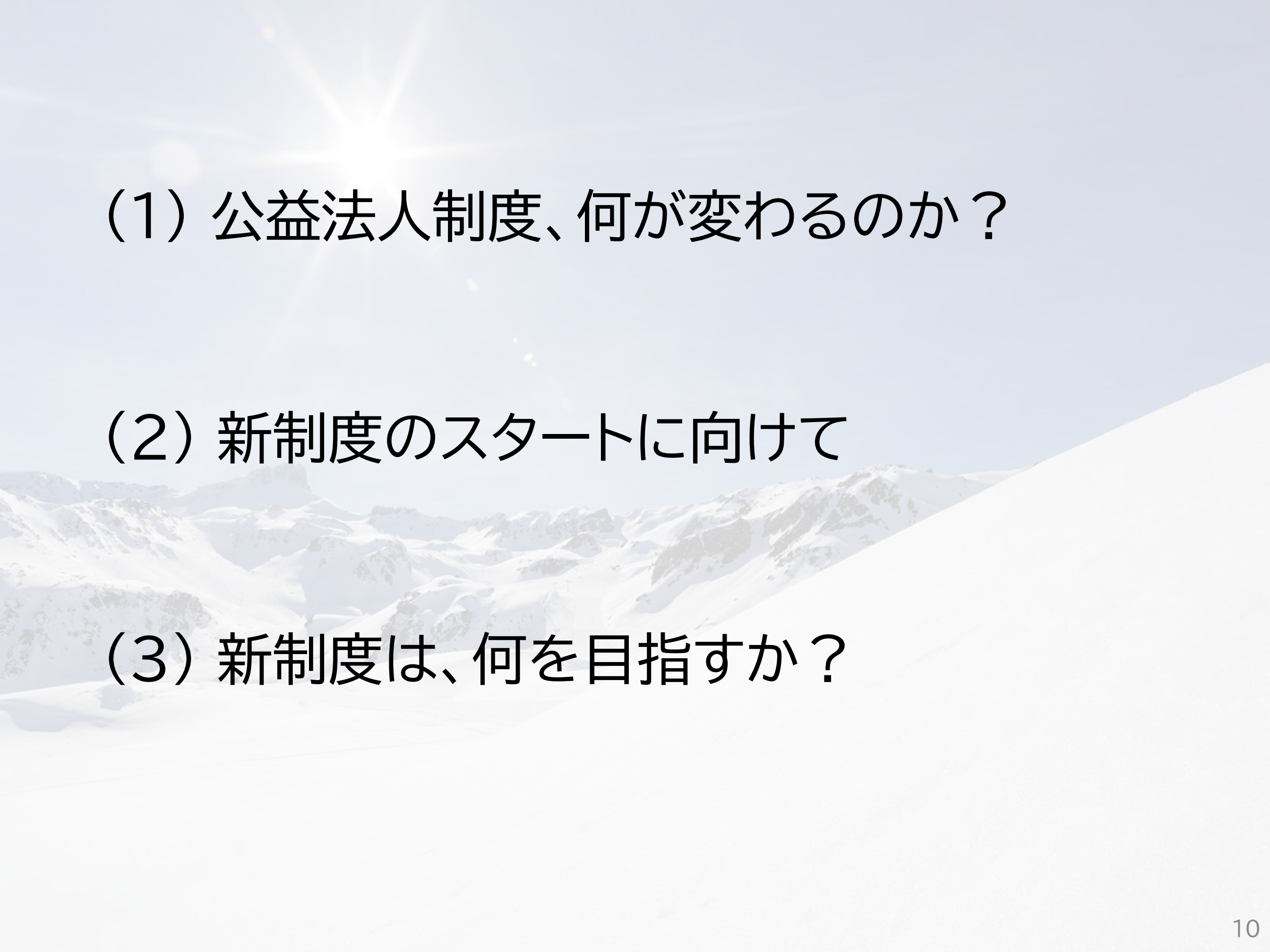
➤新しい財務規律(中期的収支均衡、使途不特定財産規制)

→来年4月以降に開始する事業年度から適用

➤区分経理、新会計基準

→来年4月以降に開始する事業年度から3年の経過措置期間内に適用開始

※ 定期提出書類の様式、記載内容は来年度以降、段階的に変わっていきます！



(1) 公益法人制度、何が変わるのか？

(2) 新制度のスタートに向けて

(3) 新制度は、何を指すか？

• 2024年制度改革の目的は、「民間公益活動の活性化」

← かつての制度改革(2006年制度改革)も、本来の目的は同じだったはず…

【公益法人認定法の目的：公益の増進及び活力ある社会の実現に資すること】

← 当時の主眼は、裁量的な主務官庁制からの転換、透明性の高い公益性認定の仕組みの確立
…行政改革の文脈での改革

← 施行(2008年)から15年を経て、制度の定着とともに、課題が浮き彫りに
…「新しい資本主義」の文脈で進められたのが、今回の改革

- 2024年制度改革の目的は、「民間公益活動の活性化」
- 「公益法人制度の使い勝手がよくなった」だけでは、改革の目的は達成されない
- 公益法人が、その潜在力（法人数約9700、職員数約29万人、公益目的事業費約5兆円、総資産約31兆円）をいかに発揮し、社会的課題への取組を発展させていくか

・2024年制度改革の目的は、「民間公益活動の活性化」

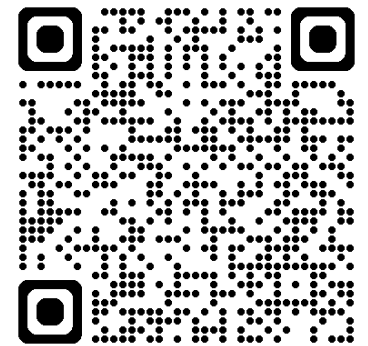
(公益法人の皆さまへ …制度改革担当者としての願い)

- ・改革のメリット(柔軟な財務規律、簡素化された行政手続)を最大限活用して、社会の変化に柔軟に対応し、前例にとらわれないチャレンジ、価値の創造を
- ・「公益法人であることへの信頼」を高めていくには…
- ・自らの活動が社会をいかに変えていくか、「インパクト」を意識した法人経営へ

ご清聴ありがとうございました。

公益法人等制度改革特集サイトも
ご覧ください！

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>



★**YouTube** チャンネルも開設しています★

<https://www.youtube.com/@koueki>

